

◎ 労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件 新旧対照条文

金融監督庁

○ 平成十年大蔵省告示第二号（労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案

現行

（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第四十五条第五項第三十八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、次に掲げる業務（労働金庫にあつては、第四号に掲げる業務を除く。）とする。

一～四（略）

五 金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを除く。）

六・七（略）

（銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第四十五条第五項第三十八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、次に掲げる業務（労働金庫にあつては、第四号に掲げる業務を除く。）とする。

一～四（略）

五 金銭債権（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項に規定する有価証券をもって表示されるものを除く。）の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介（規則第四十五条第五項第四号及び第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う業務

六・七（略）

○ 平成十四年 金融 厚生労働省 告示第四号（労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十八条の五第六項並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）第四十五条第十項及び第五十一条第一項第二号の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 金融 大蔵省 告示第八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p>	<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十八条の五第六項並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）第四十五条第十項及び第五十一条第一項第一号の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 金融 大蔵省 告示第八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p>

○ 平成十八年金融厚生労働省庁告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改正案	現行
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>十六 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条第十三号において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一项に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 金融商品取引業者又は登録金融機関</p>	<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 平成十八年<sup>金</sup>厚生<sup>融</sup>労働省<sup>融</sup>告示第四号（労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は平成十八年<sup>金</sup>厚生<sup>融</sup>労働省<sup>融</sup>告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第一条第一号から第七号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条第二項、漁業協同組合にあっては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあっては同法第九十二条第一項において準用する同法第九十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあっては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあっては同法第百条第一項において準用する同法</p>	<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は平成十八年<sup>金</sup>厚生<sup>融</sup>労働省<sup>融</sup>告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで及び第十五号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第一条第一号から第七号までに掲げる者の業務（農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一</p>

第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条第二号において同じ。）に該当するものを除く。）の代理又は媒介（第四号に掲げるものを除く。）

三 告示第十五号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第五十八条第七項に規定する業務に該当するものを除く。）

イ・ロ（略）

四 告示第十六条に掲げる者の投資顧問契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。）又は投資一任契約（同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。）の締結の代理又は媒介

第二条 法第五十八条の二第二項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号

条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第十五号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十八条第七項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ・ロ（略）

（新設）

第二条 法第五十八条の二第二項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号

- まで、第十二号及び第十三号を除く。)に掲げる者の業務の代理
- 二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第二条第一号から第七号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第九十六条第一項の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介（第四号に掲げるものを除く。）
- 三 告示第十二号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第五十八条の二第三項に規定する業務に該当するものを除く。）
- イ・ロ (略)
- 四 告示第十二条第十三号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

- まで及び第十二号を除く。)に掲げる者の業務の代理
- 二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第二条第一号から第七号までに掲げる者の業務（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介
- 三 告示第十二条第十二号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十八条の二第三項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介
- イ・ロ (略)
- (新設)

○ 平成十八年 金 融 庁 告示第五号（労働金庫法施行規則第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）

改 正 案

現 行

第一条 労働金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第四十二条第一項第四号に規定する労働金庫が行うことができる労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構、労働金庫連合会又は平成十八年 厚 融 生 告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

第一条 労働金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第四十二条第一項第四号に規定する労働金庫が行うことができる労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構、労働金庫連合会又は平成十八年 厚 融 生 告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行うことができる法第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号ま

第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行うことができる法第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号ま

で及び第十三号を除く。)に掲げる者の業務の代理に付随して行う  
債務の保証とする。

でを除く。)に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証と  
する。

○ 平成十八年 金融 厚生労働省 告示第十七号（労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>二（略）</p>